



チラシでのその表示、**違法**ではないですか？！ 覚えておきたい **景品表示法** **医薬品医療機器等法**の 基本的な考え方

墨田支所の生活技術開発セクターでは、生活の質を向上させる健康関連製品分野の支援を行っています。近年、AIや最先端の生体計測機器の搭載などにより急速に進歩を遂げている分野ですが、広告展開などの販売戦略において、法律の無理解に伴う「不当表示」がなされ、処分の対象になってしまうこともあります。そこで今月号では、昨年、生活技術開発セクターが開催したセミナーで一般社団法人日本スポーツ用品工業協会の宮村康夫事務局長にお話していただいた内容を誌上講義として再現し、企業が留意すべきポイントを紹介いたします。

景品表示法

消費者の視点に立ち 偽りのない情報発信を

日本スポーツ用品工業協会では、スポーツ業界の薬事に関する適正表示ガイドラインの作成や、スポーツ用品の表示に関する公正競争規約のとりまとめ・普及など、スポーツ用品の品質向上・安全性の確保に取り組んでいます。

最初に取り上げるのは、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下、景品表示法）です。不当な表示や過大な景品類の提供が行われれば、消費者の選択に悪影響を与え、消費者の利益が損なわれることになります。そこで、消費者が適正に商品やサービスを購入・利用できる環境を守り、消費者の利益を保護するのが景品表示法です。

不当な表示は、ポスターやチラシ、広告、パンフレットのほか、説明書やウェブサイトでの訴求内容も規制の対象になります。また、過大な景品類とは、一定額以上の購入者に抽選で提供される商品や、来店者や購入者にもれなく提供される粗品などが規制の対象になります。

ただし、景品表示法はあらゆる業種業界における具体的な表示内容を規定しているわけではなく、実際には業界ごとの独自の自主ルールとして公正競争規約がつけられています。ここでは、多くの業種業界で共通して留意すべきポイントを紹介いたします。

優良誤認

消費者に対して、商品の品質や規格などが実際よりも著しく優良である、または、競合商品・サービスよりも著しく優良だと示すこと。
⇒「カシミア100%」と表示したものの、実際には80%であるケースなど。

有利誤認

商品やその取引条件が、実際のものや競合商品よりも著しく有利であると誤認されるおそれのあるもの。
⇒「地域最安値」と表示したものの、実際には割高であるケースなど。

二重価格表示

メーカー希望小売価格などの定価、平常価格での販売実績が8週間未満であるにもかかわらず、その価格からの大幅値下げを謳い、安さを強調すること。

特定用語の濫用

客観性が乏しいにもかかわらず、「最高」「最大」「超」や「世界一」「日本一」「業界随一」、「抜群」「画期的」「革新的」「唯一無二」などの用語を使用すること。

これらの違反行為に対しては、課徴金納付命令が下される場合もあります。大切なのは、消費者の立場になって、ウソや大げさな表示をしないこと。消費者の購入動機を適正かつ合理的に形成させるために、正確な情報を発信することが公正な取引の大前提となります。

医薬品医療機器等法

「治る」とは書かない。
効能・効果表示は慎重に

次に紹介するのは、健康増進に関連する商品の機能を表示する際の注意点です。「身体への効能・効果」を謳い、病名やウイルス種名を表示する場合、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、医薬品医療機器等法）に関する適正表示ガイドラインを遵守する必要があります。そもそも、承認や認証を受けた医薬品であっても、その承認または認証を受けた内容を超えた効能・効果を謳うことはできません。高齢社会において健康関連市場に新規参入し、臨床データなど医学的根拠のないまま製品をリリースする場合などは、使用文言に十分な注意が必要だといえます。以下に、理解しておきたいポイントを紹介いたします。

病気の治療や予防を目的とする表現

「糖尿病の方へ」「高血圧の人向け」、「新陳代謝を高める」「血液を浄化」などは、医薬品的な効能・効果を想起させるため、医薬品医療機器等法に抵触するおそれがあります。

医薬品的な効能・効果を暗示させる表現

「不老長寿」「漢方秘宝」など

医薬品医療機器等法に関連して注意すべきは、身体への効能・効果です。身近な例として、サポーターやコルセット、タイツ、ストッキングでの表現例を以下に示します。着用時に限定した内容であれば許容されるものの、着用しない期間を含めた身体への継続的な効能・効果を謳う表現や、「腰痛」などの疾病の名称を用いる表現は使用不可となります。

表現例

許容される表現	NG表現
着用・装着時は腰の保護安定サポート	着用・装着時は、姿勢を矯正するサポート
着用時の骨盤のバランスを改善	着用1週間で骨盤のバランスが改善
着用により正しい姿勢に補整します	正しい姿勢に補整します／腰痛を改善します／骨盤のゆがみを改善します／疲労回復
パッドを着用することで足への負担軽減	パッドを装着することで足に当たる痛みを軽減
着用時のシェイプアップ効果	着用するだけでシェイプアップ効果
着用中は足を楽に感じさせる設計	足が楽に感じる／血行促進／疲労を軽減／着用によるマッサージ効果



開催されたセミナー当日の様子

また、効能・効果で頻繁に取り上げられるのが、ダイエット効果をはじめとする以下のものです。

ダイエット効果

アレルギー・アレルギー対策

防虫加工

化学物質成分の配合による機能

抗菌・抗ウイルス

遠赤外線・保温性

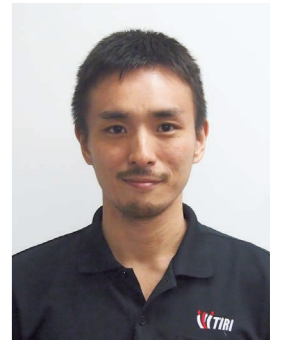
静電気・帯電防止機能

UVケア・暑さ対策

マイナスイオン効果

これらにおいても、医薬品を連想・暗示させる表示や、身体への効能・効果を謳う表示、疾病用語を用いた表示は使用不可となります。着用時・使用時に限定した内容であれば許容されるケースもありますが、同時に前後の文脈も含めて景品表示法などに抵触しないかなども厳重にチェックする必要があります。

判断に迷った場合には、消費者庁などの管轄省庁に問い合わせることを推奨します。皆さまの研究開発の成果を正當に発信し、ビジネスで成功されることを願っています。



生活技術開発セクター
副主任研究員

大島 浩幸

〈研究員からのコメント〉
施設見学も大歓迎

墨田支所の生活技術開発セクターでは、今回紹介したセミナー以外にも、中小企業を支える技術セミナー・講習会を開催しています。また、「生活空間計測スタジオ」および1月24日に新規開設する「生活動作計測スタジオ」(P.4-5掲載)をはじめ、生活関連製品の評価に用いるさまざまな設備をご利用いただけます。

お問い合わせ

生活技術開発セクター
(墨田)

TEL 03-3624-3731